

議 事

上富刑事法制管理官 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。
予定の時刻となりましたので、「平成20年改正少年法等に関する意見交換会」の第1回の
会合を開会させていただきます。

司会進行につきましては、刑事法制管理官をしております上富が務めさせていただきます。
よろしくお願いします。

なお、社団法人被害者支援都民センター事務局長の望月廣子先生は本日欠席されております。

初めに、刑事局の担当の官房審議官の岩尾から、本会合開催に当たりまして一言挨拶させていただきます。

岩尾大臣官房審議官 法務省官房審議官の岩尾でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、非常にお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、皆様御案内のとおりでございますが、平成20年に成立いたしました少年法等の一部を改正する法律によりまして、被害者等による少年審判傍聴制度の導入などが行われてまいりました。この20年改正少年法につきましては、附則3項においていわゆる見直し条項が設けられております。簡単に読み上げますと、法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしてされておりまして、昨年12月にこの施行から3年が経過したところでございます。

そこで、平成20年の改正少年法の見直しの要否につきまして、法務省といたしまして検討を行うに当たり、幅広く関係者の御意見を伺い、質疑応答を通じた意見交換をする場として、この意見交換会を開催させていただくことといたしました。

この意見交換会では、あわせて少年審判傍聴制度以外の点においても、少年法の見直しが必要と考えられる事項がございましたら、その点も含めて意見交換を行いたいと考えているところでございます。

このように、この意見交換会は、法務省として今後の検討の参考とさせていただくために、皆様に御協力をお願いして開催いたしましたものでございまして、当局から何らかの具体的な案を示して御議論いただくものではありませんし、また、一定の結論を取りまとめることを目的とするものでもございません。その意味では、意見交換会と申ししましても、皆様方に自由な意見交換をしていただき、法務省としても一定のコメントをさせていただきながら御議論をお聞きするヒアリングの形に近いものとお考えいただいた方が適切かとも思っているところでございます。

皆様にはこのような御趣旨を御理解いただきまして、忌たんのない意見の表明、そして活発な意見交換を行っていただきますよう、お願いいたします。

(順次、出席者の自己紹介が行われた。)

上富刑事法制管理官 それでは、本意見交換会の公開の方針についてお諮りいたします。この意見交換会につきましては、会合自体は公開いたしません、その後、顕名、発言者のお名

前を明らかにした逐語の議事録を作成した上で、その議事録を法務省のホームページで公表することとしたいと思っております。また、この会合で使いました資料につきましても、同様に法務省のホームページにおいて公表することを原則としたいと考えております。

その上で、公表することが不適切な議事の内容や資料がありました場合には、その都度皆様にお諮りして、例外的に非公表の扱いということにさせていただきたいと考えております。

このような方針で進めていってよろしゅうございましょうか。

(「はい」という声あり)

上富刑事法制管理官 ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

本日の会合におきましては、まず初めに平成20年の少年法改正で導入されました審判傍聴などにつきまして意見交換をした後、そのほかに少年法で見直しが必要と思われる事項としてこの意見交換会で何を取り上げるべきかということについても御意見をちょうだいする予定としております。

まず最初に、審判傍聴等につきまして意見交換をしていただく前提としまして、最高裁判所事務総局家庭局の馬渡第二課長から、制度の運用状況などについて御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

馬渡最高裁家庭局第二課長 馬渡です。お配りしているレジュメに沿って、運用状況について御説明をいたします。

まず、机の上に配布させていただいたレジュメを御覧いただくと、ここに四つの項目が挙がっております。平成20年改正法により整備された被害者配慮制度といたしましては、まず一つ目として、被害者等による審判傍聴制度の創設、二つ目として、被害者等の申出による意見聴取の対象者の拡大、三つ目として、被害者等に対する審判の状況の説明制度の創設、四つ目といたしまして、被害者等による記録の閲覧・謄写の範囲の拡大等という4点でございますので、以下この順に沿って御説明をいたします。

まず最初に、傍聴制度の施行状況について御説明いたします。

なお、傍聴制度の施行状況につきましては、平成22年度に、「少年審判の傍聴制度の運用に関する研究」という司法研究を行っております。ここでは平成20年改正法の施行後約2年間に終局した傍聴対象事件のうち、申出がされました全事件を対象とした詳細な研究がなされております。具体的な施行状況につきましては、この研究内容も踏まえて説明をするということにいたします。

まず最初に、申出、許否判断の実情ということです。これは、資料をお配りしておりますが、資料1を御覧ください。

施行日である平成20年12月15日から平成23年12月31日までの約3年間における傍聴対象事件の係属件数は、左の一番下の548件でございます。そのうち傍聴の申出がありましたのが、約半数の250件、人数にすると507人ということになっております。

続いて、まずざっと見ていきますと、傍聴の申出があった事件を罪名別に見たものが、めくっていただいて資料2ということになっております。対象事件のうち、もともと係属する件数の多い傷害致死罪及び自動車運転過失致死傷罪の事件が多くなっていることが分かるかと思えます。

ここで、傍聴の申出が、対象事件のうち約半分ぐらいの割合とされているのですが、傍聴制度の案内をどういうふうにしているかというのを簡単に実情を御説明いたします。

家庭裁判所におきましては、傍聴対象事件が家庭裁判所に送致された際、被害者の方々の中には事件が家庭裁判所に送致されたことが分からない方もおられるということに配慮いたしまして、家庭裁判所より被害者の方々に対して傍聴制度やその他の被害者配慮制度を説明したリーフレットを送付するなどして、その制度内容の案内を行っております。

また、傍聴対象事件におきましては、多くの事案において家庭裁判所調査官が被害者の方々と直接お会いいたしまして、被害の状況やその心情等をお聞きしておりますが、その際にも改めて傍聴制度等の被害者配慮制度についての説明を行うなど、様々な機会を通じて制度案内を行っているところでございます。

また数字に戻らせてください。資料1に戻りますが、傍聴の申出がございました250件、507人についての判断はどうだったかというところでございます。許可が219件、人数にして437人、不許可が27件、人数にして57人、取下げが4件、人数にして13人となっております。

なお、傍聴が許可されました219件には、資料1の注2、一番下にちょっと小さな字で書いてございますが、複数の方から申出がされたものの、一部の方について傍聴が認められなかった事件や、一部の方が申出を取り下げられた事件が含まれております。

続いて、資料3が、傍聴が許可された219件について、少年の犯行時の年齢を示したものでございます。対象事件数の多い18歳、19歳の少年の事件が合計して約半分となっております。

また、傍聴を許可された事件における1件当たりの傍聴人の人数の状況が、資料4のとおりでございます。3人以内の事案が大半を占めているということになっております。

さらに、一部不許可となった事例を含めた不許可事例の理由の内訳を整理したものが資料5になっております。審判が開始されずに事件が終局したことによるものが一番上の13件、被害者を傷害した事件におきまして、その生命に重大な危険を生じさせたときに当たらないと判断されたものが9件、傍聴の相当性がないと判断されたものが12件、申出資格がないと判断されたものが10件、申出のあった事件が傍聴対象事件に当たらなかったものが1件となっております。このうち、審判不開始を理由に傍聴が認められなかったという13件の多くは、年長少年の自動車運転過失致死事件等の交通事犯におきまして、刑事処分が相当であるということを理由に、審判を開始せずに検察官送致決定がされたという事案でございます。

数的な話をざっといたしましたでしたが、要件の話に移らせてください。傷害の場合の生命重大危険の要件と相当性の要件、この二つの要件について、より詳細に運用状況を説明させていただきます。

まず、被害者が傷害されたときに問題となります生命重大危険の要件ですが、生命重大危険があるときに当たるとされた事案には、具体的には、腹部等を加害車両にひかれて内臓損傷がひどく、多量の輸血を要し、最初に搬送されたのが大学病院のICUでなければ命は助からなかったとされるようなものがございます。一方で、生命重大危険があるときに当たらないとされた事案の中には、例えば加療約1週間の全身打撲の傷害であったものとか、頭蓋骨陥没骨折等の加療約3か月を要する傷害を負われたのですが、搬送時の意識としては清明なものであって、その後も危篤状態に陥ったりはしなかったものなどがございました。

生命重大危険の要件につきましては、捜査機関においてもこの要件に留意した証拠収集が

されるなどして、医師の診断書や医師の所見を記載した捜査報告書等の十分な資料に基づいた判断がされているというのが実情でございます。要件が不明確であるという理由から、判断に困ったとされる事案はございません。法の趣旨に沿った適切な運用がされているというふうに考えております。

以上が生命重大危険の要件です。

次に、相当性の要件です。相当性の有無の判断に際しましては、まずどんな資料で検討するかと申しますと、法律記録のほか、家庭裁判所調査官による少年や被害者の方に対する調査の結果、また、少年の付添人からの情報やその意見、更には少年鑑別所等の関係機関からの情報など多角的な資料に基づきまして、法律の要件にある少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況、その他の事情を考慮いたしまして、少年の健全な育成を妨げるおそれがないか、傍聴により少年や審判に与える影響を慎重に検討した上で判断しているという実情でございます。

多くの事案で相当性があるとされている中で、相当性がないとして傍聴が不許可とされた事案について具体的に幾つか例を挙げますと、例えば13歳の触法少年に係る傷害致死の事案において、少年の年齢が13歳であるということのほか、発達状態の遅れというのが認められまして、そういった心身の状態等を考慮して不許可とされたものがございます。また、けんかが発端となった年長少年の殺人未遂事件におきまして、そもそも被害者と加害者の間で行方態度に争いがあり、被害者の証人尋問が行われたという事件の性質や審判の状況からして、被害者が傍聴する審判廷において、少年が冷静に審判に臨むことができなくなるおそれが高い、また、現に少年が傍聴に対して不安や動揺を明確に示していたといったような心身の状態やその他の事情を総合的に考慮して、不許可にしたといったものがございます。

また、一方で、傍聴を許可した事案の中には、当然その結果の重大性から、当然のことですが被害感情が厳しく、また、少年の不安や緊張が高かったといったものもございましたが、そのような事案であっても、少年の付添人や家庭裁判所調査官による少年に対する働きかけの結果などを踏まえまして、少年の心身の状態を慎重に見きわめるとともに、仮に少年が萎縮して十分に話ができなくなったような場合には、被害者の方に一時退出していただくといった措置をとることも想定するなどした上で、傍聴許可の判断がされているのが多くの事案であると言えます。

このように、どのような事案におきましても、相当性判断の考慮要素として掲げられました、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況、その他の事情のうち、一つの事情のみならず複数の事情から、また、それらの相互作用をも考慮することによって、傍聴により少年や審判に与える影響を慎重に検討した上で判断されているというのが、おおむねの実情ではないかと認識しております。

以上がレジュメの（１）のところでございます。次にレジュメの（２）、傍聴付添いの関係に移ります。

資料6に「傍聴付添いの実施状況」という表がございますので、これを御覧ください。傍聴が許可されました事件が219件ございます。人数にして437人でございますが、傍聴付添いの申出があった事件は、その約45％に当たります97件でございます。人数にして143人です。また、一部許可の事例を含めると、そのほとんどが傍聴付添いの許可をされているということが、この表から見て分かると思います。

不許可とされた事案はどのようなものかという点、例えば傍聴付添人の候補者の方がそもそも傍聴申出資格を持っておられて、その方に対する傍聴申出が許可されたために、傍聴付添人としては付き添っていただく必要がなくなったものなどでございまして、審判を傍聴される被害者の方の不安や緊張の緩和に最大限配慮した運用がされているのではないかと考えております。

以上が傍聴付添いの状況でございます。

ここで、審判傍聴というのは、正に審判廷の中での運営を含めて数字に現れないことも非常に大切になってくるかと思っておりますので、傍聴実施事件の大まかな流れ等について（３）で触れて、（４）で審判運営の実情についても概略御説明を差し上げたいと思います。

まず、傍聴対象事件が家裁に送致されてから審判が行われるまで、家庭裁判所では具体的にどのような対応をしているのかといったところ、この大まかな流れについて説明をいたします。

傍聴対象事件が家庭裁判所に送致されますと、裁判官におきまして法律記録をもとに生命重大危険の要件等について法的な調査を行いますとともに、そのときに判明している非行事実の争いの有無とか、審判傍聴に関する被害者の方の意向等を踏まえまして、書記官や家庭裁判所調査官とも話し合いながら、大まかな調査、審理計画を立てることになります。

また、先ほど説明いたしましたとおり、被害者の方の傍聴申出の機会を失わせることがないように、事件送致後できるだけ早い時期に被害者の方に対してリーフレット等をお送りして、制度案内をしているところでございます。その後、家庭裁判所では、家庭裁判所調査官による少年、保護者に対する調査や、また、被害者調査などの社会調査を進めます。また、少年の付添人との打合せ——カンファレンスと呼んだりしますが、打合せが行われて、これらの結果を踏まえて、処分をどうするのかの検討が進められるとともに、傍聴の許可判断、また、傍聴が許可された場合の審判の具体的な進め方等についての検討が行われるという流れになります。

ここで、最初の方に申し上げた、被害者調査というのは具体的にどういうものかということについて簡単に説明いたします。これは家庭裁判所調査官が被害者の方から被害の実情や現在の心情等をお聞きして、適切な処遇選択に生かしていくことを目的として行われているものです。傍聴対象事件では、被害者の方の意向を踏まえつつ、大部分の事件におきまして、家庭裁判所調査官が被害者の方と直接お会いしてお話を聞きしているところです。また、被害後間もない被害者の方の心身の状態に配慮して、いきなり電話等で連絡をとるのではなくて、まず案内文書を送付したりして、段階を踏んで説明をしたり、また、遠方に居住されている場合などには、御自宅や最寄りの裁判所に家庭裁判所調査官が赴き、調査を行うなどしているところでございます。

これは被害者調査でございますが、もう一つ、話の中に付添人との打合せ、カンファレンスというものが出てきました。傍聴対象事件におきましては、大部分の事案で少年の付添人との打合せが実施されております。傍聴申出前と傍聴許可後の審判の直前とか、様々な機会をとらえて、当該事件の進行に応じて複数回実施されることも少なくありません。

少年の付添人との打合せでは、付添人から見た少年の心身の状況が報告されたり、また、審判当日の流れの確認などが行われることが多いようです。後ほどまた説明いたしますが、傍聴実施事件におきましても、少年審判の本質的機能である教育的機能を十分に発揮する必

要があるため、事案によっては、審判において少年の反省を深めさせるための質問をだれがいつ行うかといった具体的な役割分担等についても踏み込んだ打合せを行う必要がありまして、現にそのような打合せを行って、審判において適切な役割分担がされたという報告がある事案もございます。

また、その後の流れに戻りますけれども、先ほどの検討が進められた後、審判当日に向けた対応ですが、家庭裁判所では傍聴が実施された審判において不測の事態が生じたりして、少年側、被害者側双方にとって不幸な事態となることを避けるために細心の注意を払っているところでございます。具体的には、事案にもよりますが、例えば少年側、被害者側の専用の待合室を異なるフロアに設けて、待合室から審判廷までの動線に配慮したり、また、少年側、被害者側双方について手荷物預りを実施したり、審判廷に入る職員の人数を増やしたり、被害者の方が体調を崩された際にも適切に対応できるよう、必要に応じて医務室の看護師が審判廷外で待機するといった対応がとられております。更に、傍聴される被害者の方の不安や疑問をできるだけ軽減するため、事案によりましては事前に審判廷を見学してもらうなどした上で、少年審判の特徴とか審判当日の流れ、また、手荷物預りを実施したり、場合によっては審判中に一時退出願うことがあり得るということについて繰り返し説明を差し上げて、その理解を得ることができるよう心がけているところでございます。

なお、これまで、このような準備をしていることもあり、傍聴が実施された事件におきまして、審判の途中で傍聴人の方が不規則発言をするなど、審判中に不測の事態が生じたといった例は把握しておりません。

さらに、審判終了後は、ほかの事件と同様に、家庭裁判所調査官から少年やその保護者に対して、処分の内容等についての説明や処遇に対する動機づけのための働きかけを行います。また、家庭裁判所調査官や書記官から、傍聴された被害者の方々に対して、処分内容や今後の手続について説明させていただいたり、審判に対する感想をお聞きするなどしている取組があります。

被害者の方からいただいた感想の中には、例えば、「手続がよく分からなかった」とか、「少年の言葉に傷ついた」、「少年の声が小さくて聞き取りにくかった」といった感想を述べられた事案もあるようでございますが、一方で、「事件の内容が分かってよかった」とか「少年を見ることができてよかった」といった積極的な感想を述べられた事案が多かったと聞いております。今後もこれらの感想等を踏まえて、被害者の方の心身の状態に配慮した取組を続けていく必要があろうかと考えております。

以上が（３）の審判実施事件の大まかな流れでございまして、審判運営の実情に移ります。

実際の審判運営に関しましては、平成２０年の改正法の立法時の議論におきましては、傍聴により精神的に未熟な少年が萎縮して十分な供述ができなくなったり、また、少年の審判の教育的機能が損なわれることにならないかといった懸念が指摘されていました。そういったこともありますので、この点に関する裁判所の取組や審判運営の実情を紹介いたします。

まず、前提といたしまして、少年事件におきましては、少年の健全な育成の観点から、手続の過程それ自体に教育的な意味合いがなければならなくて、少年に対して、調査、審判の各場面において必要な教育的働きかけを尽くす必要がございます。このことは、傍聴実施事件においても変わるところはありません。このため、例えば調査段階から家庭裁判所調査官が少年に対しまして、被害者調査等で明らかとなった被害の実情、また、被害者の方々の心

情を伝えたり、少年にその内心を十分に語らせるといったことを通じて、非行や自己の問題について考えさせることによって、審判において裁判官からの問いかけに対して少年が自分の言葉でしっかりと考えを述べ、自分が犯した罪の大きさとか、また、乗り越えなければならない問題が何かを十分に認識できるよう、継続的な働きかけを行っております。

また、物理的な問題ですが、審判を行う場所とか審判廷内の配席等をどのようにするかは、少年が審判に集中して非行にしっかり向き合うことができるかどうか大きく影響すると言えます。この点、傍聴が実施された事件のうち8割近くの事案では通常どおり審判廷で審判が行われておりますが、各庁では、傍聴により少年が萎縮し率直な意見表明ができなくなることがないように、一番広い審判廷を利用したり、傍聴人と少年との間にいすや机を置いたり、バー、法廷の柵を設置するなど必要な配慮をしております。また、使用事例は少ないのですが、通常法廷を使用することもあります。こういった場合であってもパーテーションで法壇を隠したり、裁判官が法壇ではなく刑事法廷の書記官が通常座っている席に座って少年と同じ目線で審判できるようにするなど、できる限り審判廷に近い状況にするといった配慮をしております。

さらに、実際に傍聴が実施された事件の審判におきましては、これらの配慮によっても少年が萎縮して十分な発言ができない場合がございますが、そのような場合には、裁判官が少年に対し、例えば、まず普段の交友関係を聞くなど、比較的答えやすい質問を意識的にして、答えさせることによって緊張をほぐすなどの工夫をしております。

また、少年の被虐待経験とか、精神疾患等、そのプライバシーに深く立ち入る質問をする際には、被害者の方に一時退出していただくといった措置をとって、必要な質問を尽くした事案もありまして、傍聴実施事件におきましても、少年審判の教育的機能を十分に発揮するための取組がされているところでございます。

この平成20年改正法の施行後約2年間に傍聴が行われた事件を対象とするものではございますが、実際に傍聴事件を経験した裁判官に対するアンケートというのをしております。その結果によりますと、全体の9割近くの事案で審判運営上苦労した点があるという答えになっております。少年及び保護者のみならず、傍聴人の方についても、その表情とか様子に常に気を配りながら審判を行う必要があったとか、少年のよい面を認めたり、その気持ちを理解する発言をすることや、少年のプライバシーに踏み込んだ質問をすることが難しかったといったような感想が寄せられているところでございます。このように、傍聴が実施された多くの事案において、裁判官が苦心しながら被害者の方々の心情への配慮と審判の教育的機能の発揮を両立しようとしている実情がうかがえると言えます。

これまで説明いたしました種々の取組がされた結果、ほとんどの事案では、少年は緊張しながらも、裁判所から見限りではございますが、最終的には十分に供述できていたというのがアンケートの結果でもございます。

以上が傍聴制度でございまして、傍聴制度につきましては、今後も少年側、被害者側双方への配慮に意を尽くして、被害者の方々の心情、要望を最大限に配慮しつつも、少年の健全な育成を期すという少年法の目的を阻害しないよう適正な審判を実現するという改正法の趣旨に沿った運用に努める必要があると考えております。

以上が傍聴制度の説明でございます。

二つ目、被害者等の申出による意見聴取の対象者の拡大というところでございます。資料

7を御覧ください。

資料7のとおり、意見聴取制度の対象者が拡大された後の平成21年1月1日から平成23年12月31日までの3年間に於いて意見聴取を求める申出をした方の人数は944人。そのほとんどである911人について申出が認められているというのが、この表から分かると思います。

なお、意見聴取が実施されなかったものは、申出の取下げがあった事案とか、申出人に申出資格がなかった事案のほか、申出人の方の意向によって書面による意見聴取がされた事案等でございまして、実質的にはほぼ全ての事案において申出が認められている状況でございます。

また、申出が認められた事案において、どのような方法によって意見聴取をしたかということにつきましては、基本的には被害者の方の意向に沿った運用がされているところでございまして、その内訳は資料7の「聴取方法」というところに記載したとおりでございます。裁判官が審判期日において聴取したものが166人、審判官が審判期日外で聴取したのが381人、家庭裁判所調査官が聴取したものが364人となっております。

ただ、審判傍聴が実施された事件79件に限って見ますと、平成20年12月15日改正法施行日から平成22年12月31日までの約2年間の統計でございますが、裁判官が審判期日において聴取した事案が52件と、意見聴取が実施された事案79件のうちの約7割弱を占めております。そのうち、意見聴取の際に少年を在席させた事案が47件ございまして、裁判官が審判期日において聴取した事案の約9割に及んでいるということになっております。これは、審判傍聴制度の導入によりまして、傍聴した審判期日における意見聴取を希望する方が増加したことによると考えられます。

ただし、中学生である年少少年の事件、具体的な事件におきまして、傍聴していた被害者の方が少年の面前で意見を述べられて、傍聴や意見聴取との因果関係は明らかではないのですが、審判後に少年が心身に変調を来したとされる事案もございまして、審判期日において意見聴取する際に少年を在席させるかどうかについては、事案の内容や少年の心身の状態を十分に踏まえた上で判断をする必要があると考えております。

以上が意見聴取制度の施行状況でございます。

続きまして、資料8に移ります。

審判状況の説明制度の状況でございまして、施行後約3年間に於いて審判状況の説明を求める申出があったのは1,459人でございまして、そのほとんどである1,426人について申出が認められております。

説明の申出がされた事件の罪名別の傾向といたしまして、この表には出ておりませんが、傷害が最も多くて、そのほか、強制わいせつとか恐喝といった事件が多い傾向にございます。

なお、申出が認められなかった人数が22人となっておりますが、その内訳は、資料8に書かせていただいたとおり、申出資格がなかったことによるものが4人、審判が開始されずに事件が終局したことによるものが16人、その他の理由によるものが2人となっております。

その他の理由というのは、一つが、申出人から申出資格を明らかにする資料が提出されなかったため、申出資格を認めることができずに申出が認められなかったという事案と、あともう一つが、被害者の代理人弁護士からも申出がされており、これを認めていたため被害者

本人の方からの申出を認めなかったという事案がございまして、実質的にはほぼ全ての事案において申出が認められている状況にございます。

また、この表には書いてございませんが、説明の方法としては、被害者の方の意向に基づいて書記官が書面で説明を行うということがほとんどでございます。説明の内容といたしましては、事案によっても異なりますが、多くの事案では、審判期日がいつだったか、列席、出席、出頭した者がだれか、事実認定手続等の審判の経過、少年、保護者の陳述の要旨、また、調査官の意見陳述等についての説明がされているようでございます。

最後に、閲覧・謄写制度の御説明です。資料9を御覧ください。

資料9に記載しましたとおり、閲覧・謄写制度の範囲が拡大された後の平成21年1月1日から平成23年12月31日までの3年間におきまして、記録の閲覧・謄写を求める申出をされた方の人数は3,126人でございます。そのほとんどである3,078人の方について申出が認められております。平成20年改正法施行前の申出数が平均すると毎年大体600件前後であったということからいたしますと、この範囲拡大によって申出人数が増加しているということが分かると思います。

なお、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの3年間におきまして、閲覧・謄写が実施されなかった48人——上の表の右の方ですが——の内訳でございますが、申出が認められなかった方が21人、申出を取り下げられた方が27人となっております。このうち、申出が認めなかった21人の方につきまして、その理由の内訳を申し上げますと、申出資格がなかったことによるものが3人、また、刑事処分が相当であることを理由に審判を開始せず検察官送致決定がされたものなど、審判が開始されずに事件が終局したことによるものが16人、その他の理由によるものが2人ございまして、その他の理由としては、先ほども同じような話がありましたが、申出人から申出資格を明らかにする資料が提出されなかったために申出が認められなかった事案と、一度閲覧・謄写が不相当と判断された記録の一部分について、再度の閲覧・謄写の申出がされたため、申出が認められなかった事案ということでございまして、実質的にはほぼ全ての事案において申出自体は認められていると言えると思います。

長々と説明いたしました但、家庭裁判所といたしましては、平成20年改正法によって導入ないし拡大されたいずれの四つの制度につきましても、被害者の方々の心情、要望を最大限に尊重しつつも、少年の健全な育成を期すという少年法の目的を阻害しないよう適正な審判を実現するという法の趣旨にのっとりた運用をしてきたと考えておりますが、運用上検討すべき点も残されておりまして、今後とも引き続き制度の適正な運用に努めていきたいと考えております。

裁判所からの説明は以上です。

上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして御意見をいただく前に、御説明いただいた内容について御質問がございましたら、先に御質問いただければと思います。何かございますでしょうか。

保坂刑事法制企画官 今おっしゃった少年審判傍聴の要件の判断としまして、生命重大危険でございましてか、あるいは相当性、この要件に基づいて不許可とされた事案におきまして、その傍聴の申出をされた被害者の方がどういう反応でいらしたかということをもし把握しておられたら御紹介いただきたいというのと、そういった場合に、傍聴はこういうわけ

で難しいけれどもということ、何かほかの制度でそういう中身をお知りになりたいということに対して何か対応されたのかどうか、もし把握していらっしゃったら御紹介いただければと思います。

馬渡最高裁家庭局第二課長 まず、傍聴不許可と判断した場合の被害者の方の反応でございますが、傍聴を一部不許可とされたこと、一時退出等の措置をとったことについて不満を示されたという事案があったとは聞いておりますが、各庁では、不許可となった場合には、事案に応じまして不許可となった被害者の方に対して審判の状況の説明制度とか審判結果の通知記録の閲覧・謄写といった各制度の案内などを行っているところでございます。現実の不許可にした事案の中には、いろいろ話をしてみますと、民事裁判のために必要な情報があればいいのだということで閲覧・謄写等の説明をして、それで納得されたという事案もあると聞いております。以上です。

瀬川同志社大学教授 27件認めなかったというわけですが、被害者の方からそのうちどれぐらいの割合で不満を表明されたのか。ほとんどは納得されたという趣旨なのか。これはどちらでしょうか。

馬渡最高裁家庭局第二課長 不満が表明されたかどうかという観点で全件について確認していないので割合的なことは分かりません。先ほど申し上げた一部不許可とされたときに不満が表明されたという事案は把握しておるのですが、全部不許可とされた事案につきまして具体的な不満を表明されたという事案を、最高裁としては把握しておりません。

瀬川同志社大学教授 続けて、関連の問題なのですけれども、傍聴の対象となったという場合に、事前に弁護士付添人と話し合いがもたれていますね。それとの関係で、逆に弁護士付添人の方から、あれだけ言ったのにというような不満は把握されていますか。

馬渡最高裁家庭局第二課長 まず、付添人の方の意見の分布として、65%ぐらいの方がしかるべくという意見でございます。逆に言えば、残る意見が不相当という話でございますので、不相当という意見があるにもかかわらず傍聴を実施された事件というのはそこそこあるわけですが、そこで付添人の側からの不満というようなことも、そういった観点に着目したアンケートなりはとっておりませんので、具体的に把握はしておりません。

植村学習院大学講師 ちょっと細かい、手順の問題になるのですけれども、先ほどリーフレット等で被害者といいますか、傍聴の可能性のある方に情報提供されるということでしたけれども、一方で、生命重大危険なしとか相当性なしとか、それから審判不開始になる事件とか、そういった判断との時期的な関係はどういうふうになるのでしょうか。例えば事件を受理すると、割と一律にリーフレット等はもう記録で分かる範囲でどんどん送ってしまって、その後でまた別途審判不開始とか生命重大危険なしとか相当性なしとかという判断をしたときに、またもう一つ別のリアクションとして裁判所の方で個別に傍聴を希望されている人に対処されるということになるのか。その辺はどんなふうになるのでしょうか。

馬渡最高裁家庭局第二課長 これは事案に大分よるところもございますが、まず最初の案内というのは、特に生命重大危険の要件が問題とならない致死事案についてはすぐに送るということになります。生命重大危険の要件が問題になる傷害事案でも、普通は送致の時点である程度の判断ができるものが多いと思います。捜査機関からの資料が十分そろっておりますので。そうしたら同じように、その時点で送付するということになるのかと思います。生命重大危険の判断を即座に下すことが困難であるといったときにどうしているかというのは、こ

れは、どの程度の資料が揃っているのかにもよりますし、事案によって対応されているだろうと思います。

その後の例えば被害者調査であったりといったことは、申出とは関わらず進めていくことになりますし、傍聴可否の最終的な相当性判断というのは、むしろ被害者調査とかいろいろな情報を集めた上で最終的にするものでございますので、相当性判断はその後になろうかと思っています。

武少年犯罪被害当事者の会代表 傍聴の対象となった事件数というのがありますが、それに対して申出のあった事件数というのがやはり半分ぐらいなのですよね。これというのは、確かにリーフレットがあったりとか説明したりとおっしゃるのですけれども、やはりこの半数というのは少ないと思うのです。どこに問題があると考えておられますか。

馬渡最高裁家庭局第二課長 裁判所は、先ほど申し上げたように、リーフレットを送るだけではなくて、それ以降でも口頭でも繰り返し繰り返し御説明を差し上げているということです。申出が多いか少ないかという評価自体が、我々は何とも言いようがないところではございます。なお、傍聴対象事件の中にもいろいろな事件がございます。殺人、傷害致死といったものから、交通事件で業務上過失致死傷とか、そういった幅広いいろいろな犯罪がございます。身柄事件に限らず在宅事件も相当な数、割合でございますので、そういった全体の中での割合としての約5割ということでございます。ちょっと答えになっておりませんが。

武少年犯罪被害当事者の会代表 やはり知らされていないというか、知らされていても気がつかない遺族の人とか被害者の人が多いのではないかなという印象を受けるのですね。少年事件というのは、やはりどうしても何もかもが早く進んでしまうので、その中で被害者、私は遺族の話をするのですが、遺族は何をしているかという、亡くなった人の供養に追われるのですね、1週間、1週間。とても追われるので、その中で専門のことを書いたリーフレットが来ていても分からなかったり、少し落ち着いてからしようと思ったら時期を逃してできなかったりすることがあると思うのです。やはり細やかな教える方法というのはもっと考えないといけないなと、抜け落ちている人がたくさんいるのではないかなと、私はいつも感じます。

もう一つ、重大生命に限られていますよね。私はいろいろな被害者の人から連絡をもらって話を聞くのですけれども、そこは例えば傷害を負ったとしても、一歩間違ったら死ぬかもしれないというような、見つけてくれた人がいたから集団暴行もそこで終わったけれども、それが何分遅ければ死んでしまったかもしれないという人がいまして、そんな人から電話が入りますと、やはり傍聴したいと言っています。でも、傍聴するにはこういう線引きがあるわけです。重大犯罪をもうちょっと詳しく言っていきたいと、例えば危篤状態にあったからどうのこうのとおっしゃったのですが、例えばその後に具合が悪くなって寝たきりになったらどうなるのかとか、障害が残った人はどうなるのか、そういう線引きというのはどこでされるのかなと思いました。

馬渡最高裁家庭局第二課長 これは事案ごとの判断をしているようでして、先ほど申し上げたように、危篤状態に陥ったかというのが重要なメルクマールになっているようです。逆に、一回危篤状態に陥ったとしても、その後回復されて、本人が傍聴できるような状態になっている場合もございますし、そこは我々としては、今の要件としては、危篤状態というのは大きなメルクマールとして判断しているということだと思います。

小木曾中央大学教授 先ほどの許可、不許可の判断と罪名というのは何か相関はあるのでしょうか。

馬渡最高裁家庭局第二課長 許可判断という意味では、罪名との連関性は余り有意な差はございません。件数が少ない罪名もありますのでぶれはしますが、大体許可率に有意な差はないと見ております。

武内弁護士 傍聴における付添いの実施状況に関連してですけれども、実際に付添いをした方の中で弁護士が付き添った事例というのはどの程度あったのか、あるいは、先ほど少年の付添人とのカンファレンスというような御説明がありましたけれども、被害者側に弁護士が付き添ったようなケースで、その弁護士と審判運営に関して何か打合せ等をやられた事例というのはあるのか、ちょっと伺えればと思います。

船所最高裁家庭局付 まず前半部分の、傍聴付添人に弁護士が付かれた事例がどれだけあるのかということでございますが、平成20年12月15日の施行から平成22年12月31日までの約2年間の統計にはなりますが、それまでの間、傍聴付添いが認められた事件が65件あって、そのうちの52件で弁護士の方が付き添われているということです。弁護士の方が大半の状況にあるということでございます。それ以外の方につきましては、やはり親族の方が多いという結果が出ております。

それが1点目でございますが、2点目の、被害者の方に弁護士の方が付いて、その方とカンファレンスしたかどうかというところでございますが、これも同じように約2年間の統計でございますが、被害者の方の代理人として弁護士が付いた事件というのが、傍聴申出事件が大体2年間で176件あって、そのうちの57件ということです。約3割ぐらいの事案で被害者の方にも弁護士が付かれているということになります。中には、その付かれた弁護士の方と審判の進め方等について打合せをしたりして、その結果、審判が円滑に進んだり、更には被害者の方に対しても弁護士の方から十分重ねて説明がなされることにより、その心情にも配慮した審判運営がなされたという事案もあったとお聞きしております。

植村学習院大学講師 ちょっとイメージがつかみにくいので、今の御質問について御説明いただきたいのですが、傍聴だけですと、審判の進め方について傍聴の人と打合せをするというのはちょっと分かりにくいので。意見陳述とかあわせてだと分かるのですけれども、何をカンファレンスするのでしょうか。

船所最高裁家庭局付 おっしゃるとおりでありまして、まずは意見陳述の在り方について、どういうタイミングでしましようかということもありますし、それだけではなくて、やはり傍聴するだけとはいっても、被害者の方は、先ほども述べられていましたとおり、被害間もない状況でかなり不安に思われている部分もあるということもございますので、当然裁判所からも重ねて審判においてどういうことをしますよということは丁寧に説明させていただくのですが、被害者側の弁護士の方とも十分打合せをして、その結果を弁護士の方から被害者御本人にお伝えいただくことによって、審判当日のイメージをより具体的に持っていただくこともできますし、その結果として被害者の方の心情の安定といいますか、少し安心されて落ち着いた状態で傍聴に臨んでいただくことができる、そういう効果があるのではないかと考えております。

瀬川同志社大学教授 少年審判の傍聴がスタートするときに、私も含めて多くの人が考えたことは、家庭裁判所裁判官の負担の大きさではないでしょうか。特に相当性の判断は実質的な

判断ですので相当御苦勞されることを危惧した面もあるのですけれども、今回の調査には相当性の判断の点が入っていないのですか。

馬渡最高裁家庭局第二課長 難しさというか、難しい判断をしているという状況はありますし、いろいろな情報、いろいろな資料を収集して、しかも将来予測になってしまいますので、そういう可能性、蓋然性というところで判断しなければいけないというところで、非常に微妙な判断、シビアな判断を迫られているというのは、このアンケートというよりはいろいろな協議会なりで聞く話として聞こえてくるところでございます。一方で、審判運営でこういう工夫もするというを前提に許可するといったようなこともその中でやっているというところでございます。

武少年犯罪被害当事者の会代表 審判傍聴と意見陳述の日が同じというイメージを持っているのですけれども、それはどうですか。

馬渡最高裁家庭局第二課長 これはしっかりとした統計、同じ日かどうかという観点の統計はとっておりませんが、恐らくおっしゃるように——意見陳述と最終的な決定という御趣旨ですよね。意見陳述のされた日と最終的な決定がされる日が同一期日であるということが、多くの事案でそうになっているのだろうとは思いますが。

武少年犯罪被害当事者の会代表 傍聴も同じ日のイメージなのですから。傍聴をしたときに意見陳述もするというイメージなのですか。

馬渡最高裁家庭局第二課長 それが多いのだろうと思います。傍聴されて意見陳述もされている事案におきましては、そうになっている事案が多いのだろうと思います。ただ、そうではない事案もございまして、傍聴したけれども審判外で意見陳述されるという事案もございます。

武少年犯罪被害当事者の会代表 それと、まず一番大切なことを聞きたいのですが、被害者の傍聴が認められるようになったのは、20年の改正のときに、被害者への配慮が今まで本当になかった、なかったから考えましょうということでスタートしたものだと思っているのですが、それでよかったでしょうか。私はそうずっと、この少年事件だけを見て16年になるのですけれども、本当に配慮がなかったの、20年のときに、余りにも被害者はな過ぎた、だから被害者にも権利を与えましょうということで始まった議論だと思っているのです。そういうイメージをととても持っているし、そういう議論だったはずなのです。ですけれども、結果的には、やはり加害少年への配慮、もちろん必要だと思います。加害少年への配慮は必要です。でも、余りにもそれが強いために被害者のための本当の傍聴なのかなと。被害者が傍聴して私はよかったということは聞いていないです。大変な思いをしたとか、お客様扱いだとか、お客様だといいいのだけれども、何か余計な者扱いだというような印象を受けるということ、そういうことを実際の傍聴した遺族から聞いていますので、被害者のための配慮で議論されたはずのものなのになといつも思っていたのです。だから聞きました。

馬渡最高裁家庭局第二課長 先ほど申し上げたように、被害者の方に、審判が終わった後どんなでしたかというふうにお聞きすることもございまして、おっしゃるとおり受けとめ方は様々でございますので、特に「あの少年、何言っているか分からなかった」とか、そういったようなことをお聞きすることもあるのですけれども、逆に、少年審判ってここまで少年を反省させるんだといったような声もあって、どんな審判を見られたかも分かりませんし、まずその被害者の方がどういう受けとめ方をされるかにもよりますけれども、いろいろな声がある、その中で裁判所として把握しているのは、むしろ肯定的な、積極的な評価の声の方が

多いというのが、アンケートとしては出ております。

瀬川同志社大学教授 関係者の方はよく知っておられるが、我々は存じ上げないので、被害者の方のそういう傍聴を少年審判でやっている場合に、加害少年と被害者遺族というか被害者の方との目を合わせる機会はあるのですか。どんな座り位置なのか。ちょっと説明しにくいかも知れませんが、ご説明ください。

馬渡最高裁家庭局第二課長 大体、少年の後ろに被害者の方が座って、真後ろだったり斜め後ろの場合もありますけれども、後ろに座っております。要するに、普通の法廷と順番は一緒ということになるかと思います。顔を合わせる機会というのは、例えば本当ごくまれな事案では、例えば少年が後ろを向いて頭を下げるといった事案も報告されていますし、あとは意見陳述の際に目を合わせるような機会が生じる事案もございますが、そういう場面がほとんどない事案も多くあるかと思います。

武少年犯罪被害当事者の会代表 今のことなのですけれども、被害者の遺族の人は加害者の顔が見られないということが多いのですね。だから、顔が見られるということはどのぐらいの割合なのでしょう。

馬渡最高裁家庭局第二課長 そういった観点ではアンケートをとっておりませんので、数量的なところは把握しておりません。

武少年犯罪被害当事者の会代表 ほとんどないと聞いていたのですが。顔も表情も見えない。前を向いているので、後ろに座っている遺族はやはり声が聞き取りにくいのですね。そういうふうなことは聞いていますが、印象をよく持っておられる遺族の人たちのアンケートをとっていただきたいです。それは例えば付添人の弁護士がよかったのか、家庭裁判所の配慮がよかったのか、それともどこからかの被害者へのサポートがあったのかとか、そういうことをしっかり出していただきたいです。といいますのは、私は少年犯罪だけでも30～40件の人たちと連絡をとっていて、その中でも審判をした人はまだ少ないのですが、とても悔しい思いをしたり、つらい思いをした人の方が多いというか、悔しい思いをした人しかいないので、本当にいい事例があるのであれば、そういうことをもう少し知りたいです。

上富刑事法制管理官 御質問としてほかにございますでしょうか。

よろしければ、続いて、審判傍聴などにつきまして、制度改正あるいは運用上の改善の要否などにつきまして、今度は御意見がございましたらお述べいただきたいと思います。私どもで意見を後ほど整理させていただく際からのお願いですが、制度上の問題なのか、あるいは運用に関する問題なのかをできましたら区別してお述べいただければ有り難いと思っております。

山崎弁護士 山崎でございますが、日弁連の方で被害者等による少年審判の傍聴制度に関する意見というものを取りまとめておりますので、そちらの方を御紹介したいと思います。主に運用面での改善意見ということになるかと思います。

お手元に「2008年（平成20年）「改正」少年法の施行3年後見直しに関する意見書」というのをお配りいただいておりますけれども、そちらの方を御覧いただけますでしょうか。

まず初めにですが、この意見書の末尾の2枚を御覧いただきたいと思います。日弁連では、この改正法の運用状況に関しまして全国的な実態調査を実施いたしました。その概要をまとめたのが、この2ページということになります。この調査では、被害者等から審判傍聴の申

入れがなされた事案において、少年の付添人を務めた弁護士からのアンケートや直接面談などを実施いたしまして、2011年の5月末までに51件の回答を得たというものでございます。以下、内容について、時間の関係もありますが、ごく簡単に御紹介させていただきます。

まず、傍聴の許否に関する付添人の意見及びその理由についてですけれども、「傍聴を許すべきでない」とした意見が約半数弱、「しかるべく」あるいは「許すべき」という意見が半数強という結果でございました。これらの中には、付添人が事前に被害者側と接触した状況等を踏まえて、傍聴を許すべきとの意見を述べたというケースが相当数ありました。

これに対して、裁判所の許否の判断でございますけれども、傍聴を許可したものが49期日、これは期日単位になりますけれども、不許可としたものが3期日という形になっております。

また、傍聴者及び付添者の数と被害者等が傍聴した審理の範囲は、ここに記載したとおりでございますので、省略させていただきます。

次に2枚目の方ですが、傍聴が認められた審判で被害者等から聴取された意見の内容についてまとめております。意見の内容としましては、「少年を宥恕し、今後に期待する」といったような意見もある一方で、「死んだ被害者と同じ苦しみを味わって、死んでほしい」あるいは「本当は少年を今すぐ殺したい。幸せになることは許されない」といったような非常に厳しい意見もありました。このような被害者等からの意見を直接聞いた少年の中には、審判後に心身の変調を来したという少年もあったという報告がなされております。

最後に、審判傍聴を体験した付添人の感想等でございますが、「被害者等の知りたいという希望がある程度満たされたのではないか」といったような感想がある一方で、「少年が萎縮せずに話すことはできず、真相を明らかにすることは期待できない」あるいは「裁判官の質問が被害者側を意識し過ぎていて、教育的な機能上は問題を感じた」といった意見も寄せられております。

このような結果も踏まえまして、日弁連としての意見でございますが、意見書の冒頭に戻っていただけますでしょうか。四つの点についての意見を述べております。

まず1点目ですけれども、改正法の運用において、いわゆる相当性の要件に基づいて傍聴が認められなかったという例はいまだ少なく、他方、審判傍聴が審判の教育的機能や少年の心理にもたらす影響には大きいものがあると考えられます。そこで、裁判所が被害者等の審判傍聴を許可するに当たっては、改正法の成立過程で条文が修正された意義というものを改めて確認し、「少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるとき」との要件を慎重かつ厳格に判断すべきであるという意見を述べております。

2点目ですけれども、審判傍聴が許可された事案であっても、少年の成育歴ですとか家族関係等のプライバシーに関する事実を審理する場面などでは、被害者等の一時退席の措置をとることが相当な場合があり、実際にもそのような対応によって適切な審判運営がされたと評価できる事案があります。そこで、裁判所としては、審判傍聴を許可した場合でも、一定の場合には被害者等の一時退席の措置を講じるなど、適切に判断・運用すべきであるという意見を述べております。

3点目ですが、審判傍聴制度の導入により、裁判所が審判を傍聴した被害者等からそのまま審判廷で意見を聴取するという方法もとるようになりました。しかし、先に述べまし

たとおり、被害者等からの非常に厳しい意見を直接聞いた少年が、その後、心身に変調を来してしまったという事態も生じております。そこで、裁判所としては、審判傍聴を認める事案での意見聴取について、その方法について慎重かつ適切に判断し、審判の際に意見聴取を行う場合は、一旦休廷した上審判廷外で行う、あるいは少年を審判廷から退席させた上で行うといったことを原則とすべきであり、例外的に、少年が在廷する審判廷で意見聴取を認めようとする場合には、被害者等の意見内容を直前に改めて把握した上で、特に慎重に判断すべきであろうと考えております。そして、最高裁はこれらの点を明示する規則の制定を検討すべきであるとの意見を述べております。

4点目ですけれども、審判傍聴制度の適切な運営・運用を確保するためには、裁判所職員の増員や広い審判廷あるいは被害者等のための待合室の確保など、家庭裁判所の人的・物的な体制を早急に充実させるべきであるとの意見を述べております。

最後になりますけれども、この意見書の8ページの「第4 最後に」というところで書いてありますが、この審判傍聴制度に関しましては、私たち弁護士が少年の付添人として、あるいは被害者側の代理人、傍聴付添者として関わっております。日弁連としましても、審判傍聴制度の適正な運用のためには、私たち弁護士の活動をより一層充実させる必要があるという認識に立って、会員に対する研修を強化するなど、今後も努力を続けていく旨の決意を述べております。

以上でございます。

上富刑事法制管理官 ほかの方から御意見ございますでしょうか。

武少年犯罪被害当事者の会代表 先ほども言ったのですけれども、傍聴のできる対象をやはり広げていただきたいです。必ずしも、生命に重大危険を及ぼすとなっているのですが、重大な傷害事件というのはあると思うのです。だから、そういう人にもやはり傍聴を認めていただきたいというのがあります。それは制度だと思います。

それから、席の問題です。それは運用だと思います。被害者が傍聴したときに、隅っこに入れられるわけですね。入る順番も決まっています。周りを職員に囲まれながら入ると聞いています。そして、その入る前には金属探知機をやられたという遺族の人もいました。それをしなければ入れないというのであれば仕方がないです。でも、被害者にももう少し優しい配慮をしていただきたいです。小さい部屋なので被害者遺族は加害者に飛びつくのではないかと、加害者に何かをするのではないかとということをしごく思われているのかもしれないですが、ないとは言えないです。けれども、せっかく傍聴が認められた、被害者としてそういう権利が認められたといって期待して行っても、そういうがちっとした扱いにまずされてしまうと、それだけでとても大変な思いをするというのを聞いております。その配慮をお願いしたいと思います。

それと、意見陳述のときに、やはり少年の前で意見陳述をさせていただきたいです。それはもしかしたら遺族によっては前でなくてもいいという人もいるかもしれませんが、それはやはり権利として与えていただきたいです。選ばせてもらいたい。そして、少年の前で意見陳述をできたという例もあります。それは例外だとすぐに言われます。でも、例外ということはできるということだと私は思っています。だから、権利としてやはりできることを認めていただいて、選べるように、被害者が前でしたいのか、その場所でいいのか、そういうふうにしていただきたいなと思います。

それと、記録の閲覧・謄写のところがありますが、これはやはり広げていただきたいです。社会記録って、ここで言っているのか、後で言おうとも思うのですが、社会記録を見せていただきたいというのは私たちの願いです。プライバシー、分かります。プライバシーを守らないといけないというのも十分私たちは分かっています。でも、その少年の成育過程とか、そういうことが事件に関わってくるのですね。そして、少年審判なんかの審判の理由にもなったりしています。成育がすごく問題があったからとか大変だからとか、それで保護処分にした方がいいとか書かれているのですが、その部分のものが見られないというのはやはり納得ができないのです。私たちはいつも言います。プライバシーが知りたいわけではないです。その事件に関することだから知りたいのです。それを漏えいしてはいけないとよく言われます。それは書いた上で構いません。だから、私たちは事件に関すること、社会記録も見たいし、謄写をできたらさせていただきたいというか、閲覧を広げていただきたいというのが願いです。

ありがとうございました。

上富刑事法制管理官 ほかに何か御意見ございますでしょうか。

馬渡最高裁家庭局第二課長 今おっしゃった中で、例えば金属探知機とかの話がありましたけれども、確かにおっしゃるとおり重々しいという印象を述べられる方もいらっしゃるけど、裁判所としては、これは必要な場合にはやはりやるべきだということを前提に、なぜこういうことをしなければいけないのかといったことを事前にちゃんと説明しようということをやっているし、今後もそういった事前の説明をしっかりとまずする。なぜやるかを被害者の方に御理解いただく。これは被害者の方だけではなくて少年側にも同じようなことをやっているわけなのですが、両方に御理解いただくという取組をまた今後も引き続きやっていきたいと思っております。

保坂刑事法制企画官 今、武さんがおっしゃった傍聴の対象となる事件についてのお話でございますけれども、ちょっと御意見の確認だけさせていただければと思うのですが、今おっしゃったのが、生命重大危険の傷害だけではなくに、もうちょっと傷害のところを広げるようにしてほしいというのが、制度として御要望というふうに聞きました。その際に、傷害の中でも重大な傷害にということをおっしゃったように聞き取れました。もともとこの傍聴の制度の対象の罪名については、基本的にまず死亡事件というのがあって、それに準ずるので生命に重大な危険のある傷害とされたわけでございますが、その傷害のところを傷害全部ではなくに、やはり重大な傷害というふうにおっしゃるところについて、重大なものに限るべきだということなのかどうかをちょっと確認させていただきたいと思ひまして、お願いいたします。

武少年犯罪被害当事者の会代表 先ほど聞いていると、危篤になるかならないかとか、そこがとても大きな判断のところなわけですね。重大な傷害というのも、どれが重大な傷害なのかというのがはっきり分からないので、もう少し幅を広げることによって、先ほども言ったのですが、障害が残ったりとか、例えば寝たきりになった場合はどうなのかとか、そういうことが分からなかったものですから、もう少し幅を広げることによってそういうのも含まれるのではないかと思います。

保坂刑事法制企画官 法務省当局側として、国会の方で、この法律ができたときに、附帯決議という形で衆参の法務委員会で検討事項とされているものについて若干御説明をさせていた

だいた上で御意見をちょうだいしたいという点が一つございます。附帯決議で言われているのが、別室でモニターによって傍聴あるいは視聴して、少年審判を御覧になるという方法について検討するようというところでございます。この点につきまして、制度を運用されている裁判所の方で何かニーズを把握されているかどうか、あるいはそれを踏まえた上で運用する側としてそのような方法について何かお考えになるようなものがございましたら、御紹介いただければと思います。

馬渡最高裁家庭局第二課長 裁判所の方ですが、モニター視聴につきましては、そういったニーズを述べられた事案があったというふうには裁判所としては把握しておりません。

また、制度の導入等についてですが、具体的な制度の当否に関するコメントをする立場にないと思いますが、検討に際しましては、別室で視聴されている被害者の方の様子が裁判所、裁判官から見ても分からないということが、また、少年、保護者から見ても分からないということが少年や保護者にどのような心理的な影響を与えるのかといった点、更に、裁判官による審判運営、審判指揮にどのような影響を与えるのかといった点について慎重な検討、考慮を要すると思いますが。それ以上のことは、差し当たりはコメントする立場にないと思っています。

上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ほかにございますか。

武少年犯罪被害当事者の会代表 今のお話、教えていただきたいです。モニターでというのは、被害者が別室でということですね。

保坂刑事法制企画官 被害者の方が別室におられて、少年審判をやっているところをいわばリンクでつないで御覧になるということであろうと思います。

武少年犯罪被害当事者の会代表 そうですね。私、思うのですが、少年犯罪でも性被害ってあるんですね。私はまだ死亡事件の人からは連絡をもらったことはないのですが、死亡事件までにならない性犯罪に遭った被害者のお母さんがおられまして、話を聞いていて思うのですが、これからは性犯罪に遭った人が出てきて、そういう重大犯罪になったときには、モニターが必要ではないかなと思います。といいますのが、少年が見えるところで傍聴するというのは、性犯罪の場合とはとてもできなかったりするのではないかなと思うからです。だから、方法の一つとしては、やはりあった方がいいと思います。

保坂刑事法制企画官 今の点を確認をさせていただきたいのですが、審判傍聴制度の要件からしますと、被害者の方がお亡くなりになったりとか、あるいは生命重大危険ということでございまして、そういう意味で言うと、お亡くなりになった場合には性犯罪の直接の被害者の方の傍聴というシーンはなくて、御家族の方、御遺族の方ということになるわけですが、今おっしゃったのは、生命重大危険の方で被害者の方が性犯罪の被害者であって、御自身が傍聴されるときにはという前提でしょうか。

武少年犯罪被害当事者の会代表 家族も同じですね。

保坂刑事法制企画官 御家族も含めて性犯罪の場合には別室でモニターで視聴できるようなことが必要ではないか、こういう御趣旨ですか。

武少年犯罪被害当事者の会代表 はい。親でもそうですね。自分が見えるということは相手からも見えるわけですね。というのが、少年犯罪の場合、特に特徴がありまして、割と遊ぶ範囲で犯罪を起こすことが多いんですね。となると、割と近くに住んでいるのです。なので、

やはり顔を余り見られたくないという人もいたりするので、その方法というのは必要かなと思ったものですから。もちろん本人はもういませんが、親もです。少年による性犯罪でとても複雑な思いをしているお母さんがいるものですから、方法の一つ、そういうことはあった方がいいのではないかなと今感じました。

瀬川同志社大学教授 日弁連の方が言われたことの関連ですけれども、こういう配慮というのは、私は他方で重要なことだと考えているのですが、一時退席の措置ということなのですから、規則の31条1項ですね、どの程度行われているのか。比較的頻繁に行われるのか、たまにしか行われないのか、これはどちらなのでしょう。

船所最高裁家庭局付 施行後約3年間の統計で一時退席の措置をとったのが22件ということですので、大体傍聴を許可した事件の1割ぐらいの事件で行われております。

武少年犯罪被害当事者の会代表 それはやはり遺族の人が取り乱したということが多いのですか。

船所最高裁家庭局付 先ほどの22件で、大多数を占めるのが少年の重大なプライバシーに、例えば出生時の状況でありますとか、被虐待歴とかいじめとか、あと精神疾患等々について触れるときに一時的に出ていただくということです。

上富刑事法制管理官 ほかにございますか。

よろしければ、本日伺った意見については、当局において改めて整理させていただきたいと思います。その上で、後日、また皆様の御意見を伺う機会を別途設けさせていただきたいと思います。

では、審判傍聴等に関する点は本日はここまでといたしました上で、次に、これ以外に少年法について見直しが必要と思われる事項で、この意見交換会で取り上げるべきであると考えられるものとしてどのようなものがあるかについて皆様の御意見をお願いしたいと思います。具体的な中身の詳細につきましては、後日別の機会に改めて御説明、御意見をいただくことにいたしますので、本日のところは、取り上げるべきものは何かという観点から、テーマのポイントだけに絞った形で御発言いただければと思います。ございましたら、どうぞ、お願いいたします。

須納瀬弁護士 須納瀬でございます。私といたしましては、国選付添人制度については是非取り上げていただきたいと思います。御承知のとおり、2007年（平成19年）の少年法改正で裁量的国選付添人制度が導入されたところでございますけれども、対象事件が重大事件に限定されていて、裁判所の裁量で選任するという制度になっております。日弁連では、この点に関しまして、対象事件を鑑別所に収容された少年の事件にまで拡大すること、それから裁判所の裁量だけではなくて少年や保護者の請求の場合にも選任すること、こういった立法提言を行っているところでございまして、この点についてこの意見交換会で取り上げていただければ大変有り難いと思っております。

上富刑事法制管理官 ほかに、取り上げるべきテーマについて御意見があれば引き続き伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

武少年犯罪被害当事者の会代表 重大事件については、検察官関与のもとで事実認定を原則とすることを求めたいと思います。少なくとも被害者が死亡したり重傷を負ったりした事件では、少年の自白の有無を問わず、そして事件に争いがある、ないにかかわらず、検察官関与のもと、証拠に基づいてきちんと事実認定をしてほしいです。

厳密な事実認定は被害者のみのためではないのです。少年の更生を目的とする少年法の理念のもとにおいても不可欠なはずなのです。厳密な事実認定なしに少年の更生などあり得ないです。現在の審判では、少年のうそが通ってしまう現実があります。それが少年の更生にとってマイナスであることは明らかなのです。審判の場や社会ではうそは通用しないという基本的なルールを少年に教える義務が私たち大人にはあります。

私たち被害者はこれまで原則逆送の徹底を求めてきました。その思いは今も変わりません。それは、対審構造が現状では最も厳密な事実認定につながっていると思ったからです。成人同様の刑事罰を与えることだけが目的ではありません。よりよい事実認定の方法があるならば、事例によって家裁が保護処分を決める制度を否定しません。でも、処分を決定するための前提として事実認定はしっかりやってほしいのです。

それと、審判の場で被害者から少年に質問ができる制度にしてほしいです。被害者には加害者に直接聞きたいことがたくさんあります。加害者が成人である場合は刑事裁判に被害者が参加することで被告人に直接質問ができます。被害者から見れば、加害者が少年か成人かは全く偶然にすぎませんが、裁判官の裁量で逆送か否かが決定される現行制度では、被害者に認められている範囲に大きな差があります。少なくとも原則逆送の対象となるような重大事件においては、審判においても被害者から少年に対する質問を認めてください。もし先ほど要望した検察官の原則関与が認められないのであれば、被害者からの質問制度を必ず実現してください。

そして、先ほど言いましたように、社会記録も閲覧を求めたいと思います。これは先ほど言いましたので、飛ばします。

それと、少年不定期刑の見直しをしてほしいです。大阪地方裁判所堺支部での少年事件の判決で、「現行法有期懲役刑を選択した場合、少年である被告人に対する最も重い刑は5年以上10年以下の不定期刑だが、犯行の凶悪性、重大性に照らし、十分なものとは言えない。しかし、無期懲役までは選択できない。裁判所としてこの刑期しか選択できなかったのは、少年法が狭い不定期刑しか認めていないからである」と認定されました。被害者は必ずしも厳罰化だけを望んでいるわけではありません。でも、適正な罰はあると思うのです。厳罰化でなく、罪に見合った適正化を真剣に議論してほしいと思います。

そしてもう一つ、先ほど国選弁護人のことをおっしゃいましたが、私たち被害者にも国選弁護人を付けてほしいです。ある日突然被害に遭って、制度も何も分からないまま、よい弁護士さんにも出会えず、できることもできず審判や裁判も終わり、後悔している被害者は多いのです。費用のために途中であきらめてしまう人もいます。事実を知り事件と向き合うために、弁護士の存在は大きいのです。せめて、できることをできるときにできるように、国選弁護人が私たちにも必要です。

以上です。

上富刑事法制管理官 ほかに取り上げるべきテーマについて、あるいはつけ加えるべきことについてなど、御意見がございましたら伺いたいと思います。

武内弁護士 今、武さんの御意見にもありましたけれども、被害者が傍聴を含めた各種の配慮制度を適切に利用するためにも、被害者の方が弁護士による援助を資力にかかわらず受けられる制度、国費での被害者のための代理人弁護士の制度というものをこの場で取り上げて検討していただければと思います。

保坂刑事法制企画官 本日御欠席でいらっしゃいますけれども、望月さんから事前にほかに取り上げるべきテーマについて御意見をいただいておりますので、御紹介させていただきます。

内容は、「少年事件被害者に必要に応じて国の費用で弁護士を付けていただきたい。」ということです。御提案の理由といたしましては、「少年事件は事件発生以降ほとんど情報が得られない状態にある。弁護士が付くことにより、事件の経過や司法手続について適切な説明を受けられるようになり、被害者、遺族が少年審判傍聴や意見陳述に取り組みやすくなる。」ということでしてこれをテーマを取り上げていただきたいという御要望でございましたので、御紹介させていただきます。

植村学習院大学講師 私の限られた知見ですけれども、少年の刑事被告事件についての刑罰法規の問題状況についてということで、私の本の中でも検討しているのですけれども、今、武先生から不定期刑の見直しの問題が出ましたけれども、これに限らず、少年の被告事件の刑の在り方についても、どの程度実際立法化できるかは別としまして、意見交換の場で御意見を伺えれば、私も今後の勉強の参考にもなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ほかにはございますでしょうか。

瀬川同志社大学教授 私も、刑事処分の在り方の見直しというのは必要だと思います。特に不定期刑は、昨年大阪地裁堺支部の判決によって、極めて思い切った判決だと思いますけれども、大胆に問題提起をされたわけですから、それを放置するというのは望ましくないと思います。現実これまでも実務上いろいろな問題状況があったはずなので、この点、洗い直すという意味でも議論すべきだと思います。ただ、判決後、厳罰化のために不定期刑を見直すべきだという向きもあったかと思いますが、今日武さんの御意見をうかがいますと、厳罰化のためではないというふうにおっしゃっておられるので、ほっとしました。単に厳罰化のために不定期刑を議論するというのではなくて、何が適切な刑事処分かという本質的な議論をすべきだと思います。

不定期刑については、長い歴史があり、しかも刑法改正の問題でもあったわけで、議論しにくいところもあるのかもしれませんが、近年の実務家のいろいろな御論文は、植村先生の書かれたものも含めまして、重要な問題提起として受けとめておりますので、厳罰化のためにどうするかという議論ではなくて、適正な処罰というのは何なのかという議論を率直に意見交換してはどうかと思います。

上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ほかの方々からございますでしょうか。——よろしゅうございますか。

それでは、この意見交換会で取り上げるべきテーマについても今幾つか御意見をいただいたところでございますので、この御意見を踏まえまして、今後意見交換会で取り上げるテーマにつきまして改めて当局において検討させていただきたいと思います。

本日予定していた議事はこれで終了させていただきます。

本日の議事、それから資料につきましては、公表に適さないというものは特になかったと思いますので、全て公表という扱いにさせていただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

(「はい」という声あり)

上富刑事法制管理官 それでは、そのようにさせていただきます。

次回の会合は、今月３月２７日午後２時から、法務省第１会議室で開催させていただきます。次回の会合では、まず最初に当局の方から少年事件の概況全般について御説明させていただきます。その後、本日御意見をいただいたテーマのうち、いずれかのテーマを取り上げまして、意見交換ということにさせていただきたいと思います。次回にどのテーマを取り上げるかにつきましては、検討させていただいた上で、できるだけ早く事前に御連絡させていただきます。

それでは、本日の意見交換会を以上で終了させていただきます。長時間ありがとうございました。

－了－